最高裁規則

○最高裁判所規則第九号

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十月一日

最高裁判所

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則の一部を改正する規則

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　名古屋高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

四　広島高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

附　則

この規則は、平成二十一年十一月二日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○財務省令第六十六号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十二号）の施行に伴い、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月一日

財務大臣　藤井　裕久

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第六項」に改める。

別紙様式第十四中「第25条第３項」を「第25条第５項」に、「第25条第４項」を「第25条第６項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

○国土交通省令第五十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第二項の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月一日

国土交通大臣　前原　誠司

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

4　前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月一日

環境大臣　小沢　鋭仁

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し及び第一項中「市場メカニズム室及び」を「国際対策室及び市場メカニズム室並びに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「市場メカニズム室」を「国際対策室及び市場メカニズム室」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2　国際対策室は、地球温暖化対策課の所掌事務に係る国際関係事務に関する事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第八号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

平成二十一年十月一日

会計検査院長　西村　正紀

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第四局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人国立国語研究所」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第三百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社北海道銀行

二　住所　札幌市中央区大通西四丁目一番地

○内閣府告示第三百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社北洋銀行

二　住所　札幌市中央区大通西三丁目十一番地

○内閣府告示第三百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社青森銀行

二　住所　青森市橋本一丁目九番三十号

○内閣府告示第三百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　江差信用金庫

二　住所　北海道檜山郡江差町字本町百三十二番地

○内閣府告示第三百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　渡島信用金庫

二　住所　北海道茅部郡森町字御幸町百十五番地

○内閣府告示第三百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社北洋銀行

二　住所　札幌市中央区大通西三丁目十一番地

○内閣府告示第三百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社青森銀行

二　住所　青森市橋本一丁目九番三十号

○内閣府告示第三百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　江差信用金庫

二　住所　北海道檜山郡江差町字本町百三十二番地

○内閣府告示第三百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　渡島信用金庫

二　住所　北海道茅部郡森町字御幸町百十五番地